

戸籍証明書等交付請求書(広域交付)

(あて先) 栃木市長

申請年月日 年 月 日

(1) だれの戸籍が必要ですか。

*裏面の注意事項をご確認ください。

本籍	※都道府県名から記入してください。		
フリガナ 筆頭者の氏名	※戸籍の最初に名前が記載されている方が筆頭者です。 (死亡されても変わりません。)		
フリガナ 必要な人の名	必要な人の 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月	年 月 日

必要な戸籍が複数にわたり、途中で本籍が変わる場合には、こちらにも記入してください。

本籍	※都道府県名から記入してください。	フリガナ 筆頭者氏名	
本籍	※都道府県名から記入してください。	フリガナ 筆頭者氏名	

(2) 請求者はだれですか。請求者自身が来庁している必要があります。

請求者の資格【(1) 必要な人からみた関係】			
<input type="radio"/> で囲んでください。			・本人 ・夫 ・妻 ・子 ・孫 ・父 ・母 ・祖父 ・祖母
住所			
フリガナ 氏名	生年月日: 大・昭・平 年 月 日		
本籍	<input type="checkbox"/> (1) 必要な人の本籍と同じ	フリガナ 筆頭者氏名	<input type="checkbox"/> (1) 筆頭者氏名と同じ

- ・本人確認を厳格に行うため、下記に記載のある本人確認書類1点をご用意してお待ちください。
(有効期限内のものに限る)

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)

- ・他自治体(本籍地)へ照会するため、他証明書と比べて発行にかなりの時間を要する場合があります。

(3) 何が必要ですか。必要な項目の欄に通数を記入してください。

戸籍の全部事項証明書	通	戸籍電子証明書提供用識別符号	通
除籍の全部事項証明書	通	除籍電子証明書提供用識別符号	通
除籍(改製原)謄本	通	除籍(改製原戸籍)電子証明書提供用識別符号	通

●必要な戸籍の範囲を記入してください。

【例: (誰) の (出生) から (死亡) まで等】

・(誰:) の () から () まで	各 通
・(誰:) が (何歳:) から (何歳:) まで	各 通

◎1か月以内に戸籍の届出をされた場合は記入してください。証明書が発行できない場合があります。

() 月 () 日に () 市区町村窓口に(出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・()) 届を提出

【以下職員記入欄】

【本人確認】

A 個・免・運経・パ・障・療・在、特永

【関係確認】

□戸籍システム □持参戸籍

戸全事	通 × 450円 = 円
除全事	通 × 750円 = 円
除改謄	通 × 750円 = 円

戸符号	通 × 400円 = 円
除符号	通 × 700円 = 円
除改符号	通 × 700円 = 円

受付	発行	確認	合計 手数料(合計)
			円

【障害確認】
有・無()

◆◆ 請求に当たっての注意事項 ◆◆

1. 必要な方の戸籍の情報について

必要な方の戸籍等を特定するために使用しますので、筆頭者の氏名及び本籍、生年月日を記載してください。記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

2. 本人確認資料について

本人確認を厳格に行うため、官公署発行の顔写真付きの身分証明書1点の提示が必要です。
(有効期限内のもの)

(例) 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、
在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）

3. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人でない場合は、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

- ・父母の戸籍から除籍された兄弟姉妹の戸籍証明書等は請求できません。
- ・代理人による請求、郵送での請求、職務上請求、第三者請求はできません。

4. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
必要とする方の戸籍が本籍地の市区町村において電算化されていない場合には、広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合は、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続き先にお問合せください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍の証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

8. 発行の際の注意事項

他自治体（本籍地）へ照会するため、3月及び4月の休日窓口、毎月の延長窓口においての取扱いはありません。また、従来の証明書と比べて発行にかなりの時間を要する場合があります。